

氏 名 吉 川 忠 寛
 学 位 の 種 類 博士（社会学）
 学位授与年月日 1999年3月31日
 学位論文の題名 被災密集市街地の生活環境改善と都市的共同性構築の可能性と条件に関する研究
 - 阪神・淡路大震災「復興まちづくり」の実証的研究 -

【論文内容の要旨】

1. 本論文の研究課題

申請者は、'95年より本学の立ち上げた震災復興研究プロジェクトの客員研究員として震災被害調査や復興まちづくり調査に関わり、さらに、被災地で発生している社会現象の意味を探り、目の前にある課題を解決するための方向性を明らかにすることを目指して本学の博士課程に進学した。本論文（学位請求論文）は、申請者が、現場で感じ取りまた調査しえた、今まさに起こりつつある様々な社会現象に触発され、またそれらを解釈するために多くの既往研究に学びながら行った実践的研究の成果を集大成したものである。

申請者は、行政が強い権限を行使して復興を進める重点復興地区と、基本的には住民の自力更生にゆだねられる白地地区の双方を踏査し、被害状況と復興過程を調査した実証的データに基づきながら、密集市街地の人口密度を緩和し「生活環境」を改善するために、被災者を郊外・臨海部のニュー・タウン（災害復興公営住宅）などに転出させるという、現在進行中の行政主導の都市再生モデル（本論文では「分散復興型」と名付けている）に内在する様々な問題を明らかにしている。さらにそのうえで、現在の都市再生モデルに替わる再生モデルとして、被災者の生活と地域コミュニティの再生（街区復帰）を優先し、住民の主体性と共同性（地域コミュニティの自治能力）に期待しながら、行政がそれを財政的・制度的に支援して進める住民主導の都市再生モデル（同「復帰復興型」）の必要性とその可能性を提起する。

筆者の実践的立場と鮮明な問題意識に支えられた、多くの詳細な事例調査に基づく実証性が本論文の大きな特徴であるが、あわせて筆者は、上記ふたつの再生モデルの理論的な位置づけを行うために、広く都市社会学、地域社会学、都市計画論などに関する先行研究の探索を行っている。とりわけ、密集市街地の生活環境問題の解決方法に関して、郊外での理想都市建設によって克服しようと考えたL.マンフォードと、都市の高密度と多様性の「ありのままの姿」に注目し、それを生かす方向での再生を主張したJ.ジェイコブスの、都市再生における「分散か集中か」の論争に注目して「分散復興」と「復帰復興」の概念の基礎付けを行っている点、及び、開かれた協議（会話）と共同作業によって「共同体論」と「リベラリズム」を止揚して共生へ至ろうとする井上達夫の主張を援用しつつ都市的共同性の構築の可能性について論究している点など、実証的論証と理論的な枠組みを連関させつつ研究を展開させ得たところに、本論文の質の高さとユニークさがある

2. 本論文の章構成

[序 章] 「復興まちづくり」研究の目的と方法

第1節 問題の所在と研究の目的

第2節 「復興まちづくり」の概念と諸類型

第3節 本研究の分析視角と方法論 - 「生活環境」と「都市的共同性」をめぐる -

第4節 本研究に関する既往研究

第5節 本研究の構成

[第1章] 都市再生の理論と実際

はじめに

第1節 都市再生の理論

第2節 神戸市の都市開発政策の系譜

第3節 阪神・淡路大震災の被害と復興対策

おわりに

[第2章] 被災者の住宅再建行動と密集市街地の復興問題（長田区A街区）

はじめに

第1節 A街区の被害と地域社会の対応

第2節 住宅再建プロセスと意思決定要因

第3節 「街区内」での個別再建と賃貸住宅再建の条件

第4節 復興の社会的問題の諸相

おわりに

[第3章] 災害復興公営住宅における生活実態とコミュニティ形成の可能性（六甲アイランドB街区）

はじめに

第1節 B街区の概要

第2節 入居者の生活実態と生活問題

第3節 自治会活動のはじまり

第4節 コミュニティ活動の展開

第5節 生活構造の変化とコミュニティ形成の可能性

おわりに

[第4章] 区画整理をめぐる行政と住民の対立・葛藤（富島C街区）

はじめに

第1節 区画整理のしくみと論点

第2節 区画整理と公共性

第3節 住民運動の展開

第4節 住宅再建と区画整理

おわりに

[第5章] 「復帰復興型」と「合意」をめぐる諸論点（長田区真野地区）

はじめに

第1節 「復帰復興型」モデルにおける「合意」形成の実相と課題

第2節 共同再建事業の概要

第3節 合意形成プロセスと主要課題

第4節 「合意」をめぐる諸論点

おわりに

[第6章] 共同再建事業成立のための社会的条件（東尻池地区，下8地区）

はじめに

第1節 共同再建事業の事例研究1（神戸市長田区東尻池7丁目地区）

第2節 共同再建事業の事例研究2（神戸市中央区下山手8丁目地区）

第3節 共同再建事業の「合意」形成プロセスと社会的対応

- 東尻池地区と下8地区の比較検討 -

おわりに

[結 章] 「分散復興型」から「復帰復興型」へのパラダイム転換に向けて

はじめに

第1節 「分散復興型」の社会的問題

第2節 「復帰復興型」の社会的条件

第3節 都市再生のパラダイム転換 - 「分散復興型」から「復帰復興型」へ -

3. 本論文の要旨

本論文は序章、結章、および本文6章で構成されている。序章、第1章で、本研究の課題と分析の枠組みを明らかにした上で、第2章から第4章にはおいては、詳細なフィールド調査にもとづいて「分散復興型」による社会的影響の分析を行ない、ついで、第5章と第6章では、第2、第3、第4章で明らかにされた「分散復興型」による社会的問題と、そのオルタナティブとしての「復帰復興型」の意義を理論的に確認した上で、「復帰復興型」の可能性と実現のための社会的条件（主体形成、「合意」形成、社会的支援体制のあり方）を、事例分析を通じて明らかにしている。結章においては、全章をふまえての考察と、復興まちづくりへの提言が行われている。各章ごとの要旨は以下の通り。

序章：「復興まちづくり」研究の目的と方法

問題意識と研究目的を明らかにした上で、「まちづくり」、「生活環境」、「都市的共同性（個と地域の関係性）」など、本文の実証研究を読み解く上で必要ないくつかの鍵概念について、都市社会学、地域社会学、都市計画論等の既往研究を参照しつつ概念整理を行い、研究課題、分析視角を明らかにしている。

第1章：都市再生の理論と実際

「分散復興型」と「復帰復興型」を評価する上で必要な理論的、実証的裏付けを整理するため、第一にマンフォードとジェイコブスの都市再生における「分散か集中か」の論争をとりあげて「分散復興型」と「復帰復興型」の理論的背景を明確にし、ついで第二に実証的裏付けとして、戦後神戸市の都市開発政策の歴史的経過について、50年代からの郊外・臨海開発と70年代半ば頃からのインナ－シティ対策を2つの流れに分けて、それぞれの政策的特徴と問題点を検証したうえで、第一・第二の整理をふまえて阪神・淡路大震災の被害の構造的特徴と行政の復興政策の歴史的な性格と問題点を指摘している。

第2章：被災者の住宅再建行動と密集市街地の復興問題

被災密集市街地の空洞化問題を社会構造的に把握するため、長田区A街区調査をもとに、被災者の住宅再建行動を規定する要因の分析や、個々の住宅再建行動が全体として街区レベルでの復興にどのような影響を与えているかの分析が行われている。個々の住民は従前の社会的・文化的条件の回復のため復帰を希望しつつも、白地地区での住宅再建は経済的条件と法財政的条件によって規定されるために市場原理・自力更正原則が貫徹され、弱いものほど戻れない状況が固定化していること、住民のなかにも都市的共同性の機運が醸成されていないこと、が実証的に明らかにされる。

第3章：災害復興公営住宅における生活実態とコミュニティ形成の可能性

転出者の受け皿である郊外・臨海部の復興住宅での入居者の生活実態とコミュニティづくりの可能性について、「分散復興型」のモデルである神戸市東灘区六甲アイランド・B街区での半年間にわたる参与型観察と2回の社会調査を通じて分析を行っている。第2章でみた社会的問題が、ジェイコブスが批判した「新しい都市」において継続、連鎖していく構図の存在を明らかにすると同時に、「新しい都市」においても、ボランティア組織の介入によって、住民同士のつながりや多様な生活構造が再生可能である事を、事例をもとに主張している。

第4章：区画整理をめぐる行政と住民の対立・葛藤

被災密集市街地の「生活環境」改善を行政が都市計画事業として取り組む場合の社会的影響を明らかにするため、「分散復興型」の主要事業のひとつである区画整理が施行されている富島地区を対象として、それを推進する行政の論理と住民運動団体の論理との比較、個々の住民の住宅再建行動との関係を調査し、人口減少や地域コミュニティの解体など事業が地域に与えた影響の大きさを指摘するとともに、民主的手続の不足や地域特性を無視した行政の計画が対立を生み出し、住民の主體的な動き（共同性の構築）を妨げる構図を明らかにしている。

第5章：「復帰復興型」と「合意」をめぐる諸論点

申請者は、第2・3・4章をもとに「分散復興型」の社会的影響について、社会的・経済的・法財政的側面における強者と弱者の格差を顕在化させ、弱者の社会・文化的基盤からの切離しと復帰願望の切捨て、生活再建意欲やまちづくり意欲の萎縮化・公共依存化・孤立化をまねき、その結果として、密集市街地の社会的・経済的・空間的な変化（空洞化）を進行させてきたと批判し、その問題を克服する方向として、住民の主体性と共同性に基づく「復帰復興型」の必要性を説く。その可能性を明らかにするため、住民主体で「復帰復興型」モデルに近い復興まちづくりに取り組む神戸市長田区真野地区をとりあげ、復興まちづくりでの組織対応を可能にする条件、個と地域（共同）の利害対立における住民「合意」の手続き等について検討している。

その上で申請者は「真野地区のような、長年のまちづくり活動と理念の共有、それに基づく成熟した地域コミュニティの存在が＜復帰復興型＞の復興まちづくりの源泉だとすれば、新旧住民が混在しコミュニティ意識が希薄化しつつあるA街区や全てが新住民で構成される六甲アイランドB街区などでの住民合意は期待できないことになる。」として、さらに一般化しうる「個と共同の宥和」の要件を発見することの必要性を主張する。この問いに対する答えは、第6章以降、下8地区における調査に基づいて展開されるが、真野地区を評価しながらもさらなる一般的解を求めたところに申請者の独自性が認められる。

第6章：共同再建事業成立のための社会的条件

第5章の問いかけに対する答えを求めため、申請者は、個と共同の利害対立がもっとも先鋭化する共同再建事業における「合意」のプロセスに注目し、震災復興のなかで行われた共同再建事業地区38カ所について、専門家、住民へのヒアリングを行い、その全体像を明らかにした。そのうえで、事例の中から「まちづくり先行型」の「真野・東尻池地区」と「事業先行型」の「下8地区」を抽出し、両者のモノグラフによる比較分析を行うことで、街区共同（「復帰復興型」）の事業が、従前まちづくりの経験によってのみ決定的に規定されているのではなく主體的に創造可能なこと、そして、その社会的条件として、①契機としての社会的問題 ②公民的徳性を具備したり・ダ - あるいは中心的メンバ - の存在 ③専門家の献身的な支援 ④「合意」から「同意」への転化のプロセス ⑤行政による法財政的支援 ⑥事業者（デベロッパ - ）の参画 ⑦定住者によるまち（近隣）への関係性の自覚、などを明らかにしている。このうちとりわけ、共同性構築時に、合理的判断に基づく「合意」だけでなく、当事者間（とりわけ中心メンバー

に対する）信頼や共感をふまえた「同意」が働いているという指摘は重要である。

結章：「分散復興型」から「復帰復興型」へのパラダイム転換に向けて

各章毎の研究成果を整理し、「分散復興型」の問題点と「復帰復興型」の必要性及びその可能性について再確認した上で、筆者は、「『個のそれぞれが善き生き方（善き生の構想）を自己決定し、市民的徳性をも備えた共同としての社会的連帯の回復を「共生の作法」を陶冶した個が集まり、自由で平等な公共参加の場を通じて実現していく』とする井上達夫の主張をさらに一歩進め「真野地区」や「下8地区」という具体的事象の分析を通して、「復帰復興型」を支える「都市的共同性」構築の可能性が（単なる「共同体」への回帰のなかにあるのでも、私的権益の調整に関する個々の合理的な判断にのみ基づく「合意」のなかにあるのでもなく）、住民の私的権益の対立構造から、協議・共同作業による「同意」をへて成立に至るといふシナリオ、即ち「個と地域（共同）の対立から宥和の筋道」のなかにあるとして、成熟した地域コミュニティ以外のコミュニティにおいても一般化しうるような（とはいえ、決して法則化・手法化する質のものではなく、「きわめて複雑で多様な人間関係のドラマによって演出され」、「異質で多様な都市住民がそれぞれ異なる部分を担当し、そこで驚くほど互いを引き立てながら全体の調和を果たしていく」ような「復興まちづくり」の新しいパラダイムを提示している。

【論文審査の結果の要旨】

公聴会をふまえ、慎重な審議の結果、審査委員会は次のような見解に達した。

- ① 今回の阪神・淡路大震災は都市密集市街地に甚大な被害を与え、巨大都市型災害といわれている。このような被災のなかで、具体的にどのような再建・復興過程が進行しているのかを正確に把握し、記述することは、歴史の証人としての研究者の役割である。また、地震列島に住む私たちにとって、災害復興をどのような理念と手法のもとに進めるのか、とりわけ個別更新が困難な都市部における共同的再建をどう進めようのかを示すことは重要な課題である。さらに、平時において潜在していた現代日本の都市住民の意識や行動は、災害を契機にしてどのように表出されたかを明らかにすることは、都市社会学や地域社会学の理論にとっても重要である。本論文は、これらの課題に正面から取り組み、きわめて質の高い調査に基づく実証と理論の融合によって応えたものと評価しうる。
- ② 上記のような課題に応えるため、本論文は、単一のテーマ・事例調査に終始するのではなく、L.マンフォードやJ.ジェイコブスによる都市計画上の論争や神戸市の都市政策史、現代都市社会学における「都市的共同性」の議論、あるいは共同体論の復権とリベラリズムの再構築の向こうに両者の止揚を試みようとする法哲学者井上達夫の主張などの先行研究を参照することによって用意した概念枠組みに基づきながら、いくつものテーマ・事例調査を束ねつつ一貫した論理を展開させている。多くの震災研究が、個別課題の調査研究か、そうでなければ、概念的な総論の提示として行われていることを考えあわせれば、本論文の独創性、研究力量の高さは注目に値する。
- ③ 申請者は、被災地で現に進行している再建の実態を深く理解し評価するため、さらには、今まさに起きつつある問題に対してより実効性のある提起を行うため、社会学的知識だけでなく、都市計画理論や建築基準法、土地・家屋の所有関係に関わる法理論・法制度にも精通し、ハードとソフトの両側面にわたって学際的な視野に基づいて研究を進めている。この点においても本研究の斬新性が認められる。
- ④ 上記三点に加えて、本論文は、本学の震災復興研究プロジェクトに関わって提出されたはじめての博士学位請求論文であるが、本プロジェクトの特性であった「実践的研究」と「学際性」が十分に継承されて

いる点において、プロジェクトの研究・教育両面における成果を示すものとなり得ている。

⑤一方、本論文で用いられている枠組みである「分散復興型」と「復帰復興型」という用語の意味づけが不十分であり、語られている事象のすべてをうまくすくい上げ得ていないのではないかという問題も指摘された。論文中において語られている二つの都市再生モデルは「分散 - 復帰」という軸でとらえられるだけでなく、「行政主導 - 住民主体」や「都市計画 - 地域密着まちづくり」という概念も併せ持っているにも関わらず、当初に設定した枠組みの一貫性を意識するあまり、一括して「分散」「復帰」という用語で代表させようとしたところに、本論文の弱点がある。

とはいえ、多くの事例を束ねるなかで「分散 - 復帰」という単純な概念を越えて本論文が提起している課題、すなわち、個々の住民を孤立したアトムとみなし、彼らにとって「よりよい」状況は専門家・行政の手によって計画的に供給しうるとした「近代都市計画」モデルの見直しの必要性、および、それに対置される概念としての、都市的共同性に基づきつつ住民主体でコミュニティと物的環境整備をあわせて回復していく「まちづくり」モデル構築の必要性と可能性、という指摘はきわめて重要である。実証研究のなかで自らが設定した狭い概念をふくらませ、より豊かな概念生成に到達しえたという点において、申請者の今後の研究の方向性と可能性が感じられる。

⑥また、いくつもの調査に基づいて、行政主導の都市再生モデル（「分散復興型」）に内在する様々な問題を明らかにしている論文前半部分の論理の手堅さに比した場合「分散復興型」モデルの問題を克服する方向として示される「復帰復興型」モデルの可能性とその成立要件が主に「共同再建事業」の事例に基づいてのみ論じられている点は、論理上の弱さとして指摘されよう。ただこの点は、論文の本質的問題というよりは、今後多くの事例（例えば区画整理事業等）調査の積み重ねを通じて、論理をより補強深化させるべき課題として提示しておきたい。

以上を総合して、審査委員会は、本論文が学位請求論文に十分ふさわしい内容を備えていることを認め、本論文を基礎にしていっそうの研鑽を積むよう申請者に期待する。

【試験または学力確認の結果の要旨】

審査委員会は学位請求論文を精読し、公聴会において2時間余に及ぶ質疑応答を行い、上記したように申請者の専門的知識が深く、研究者として豊かな資質を有することを確認した。また、研究に際して英語・独語の原書を読みこなしており、語学力も十分である。

申請者は、立命館大学震災復興研究プロジェクト事務局及び本学大学院博士課程在籍中に、学会審査附論文2編（社会経済システム学会・都市住宅学会）を含む学術論文3編、著書（共著）3編、その他論文4編の公表論文を執筆しており、その点からも申請者が研究者としての資質を有することは明らかである。また、申請者（学位請求者）は本研究科在籍中に、学則に基づき所定の単位を取得している。

以上により審査委員会は、本学学位既定第18条第1項に基づき、学位を授与することが適当であると判断する。

審査委員	(主査) 乾 亨	立命館大学産業社会学部	教授
	辻 勝次	立命館大学産業社会学部	教授
	岩崎 信彦	神戸大学文学部	教授